

小牧地区で 耕作している方，農地をお持ちの方へ

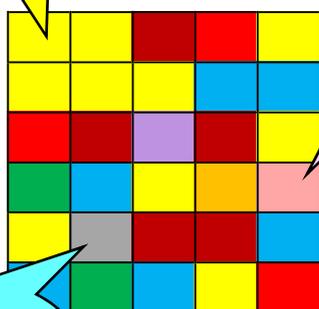
地域計画の「協議の場」のご案内です。

地域計画とは，地域農業が将来にわたって持続できるように，農業者や関係機関が話し合って策定する「地域農業の未来設計図」です。

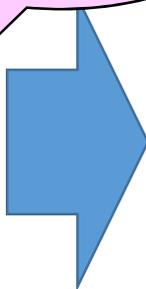
今回は，農地利用の将来図となる「目標地図」見直しに際し，耕作者調べ（実際に，だれが・どこを耕作しているか）やみなさんの意向（規模拡大・縮小）の情報をお聞かせください。

規模拡大・集約化したい！

現況地図

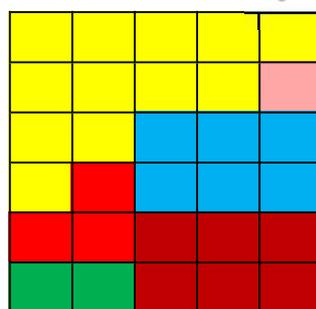


10年後も農業を続けるよ！



みなさんの意向・話し合いを基に
目標地図に見える化します

目標地図



規模縮小
予定だよ！

その思いを地域の皆さんで話し合いませんか？

日時：令和7年9月18日（木）19:00～

場所：小牧宮農研修センター（指宿市小牧524-5）

対象：小牧地区で農業を営んでる方，農地をお持ちの方

問合せ先：電話(☎22-2111 内線5724)まで



- 令和7年3月末に指宿市内において小牧地区を含む22地区の地域計画が策定されており，今後は現状に合わせて随時更新していく必要があります。（※各地域の協議の場開催については，各地域の関係者等と調整のうえ開催します。）

農地の貸し借りについて

【農地バンクを活用した貸し借りについて（農地中間管理事業）】

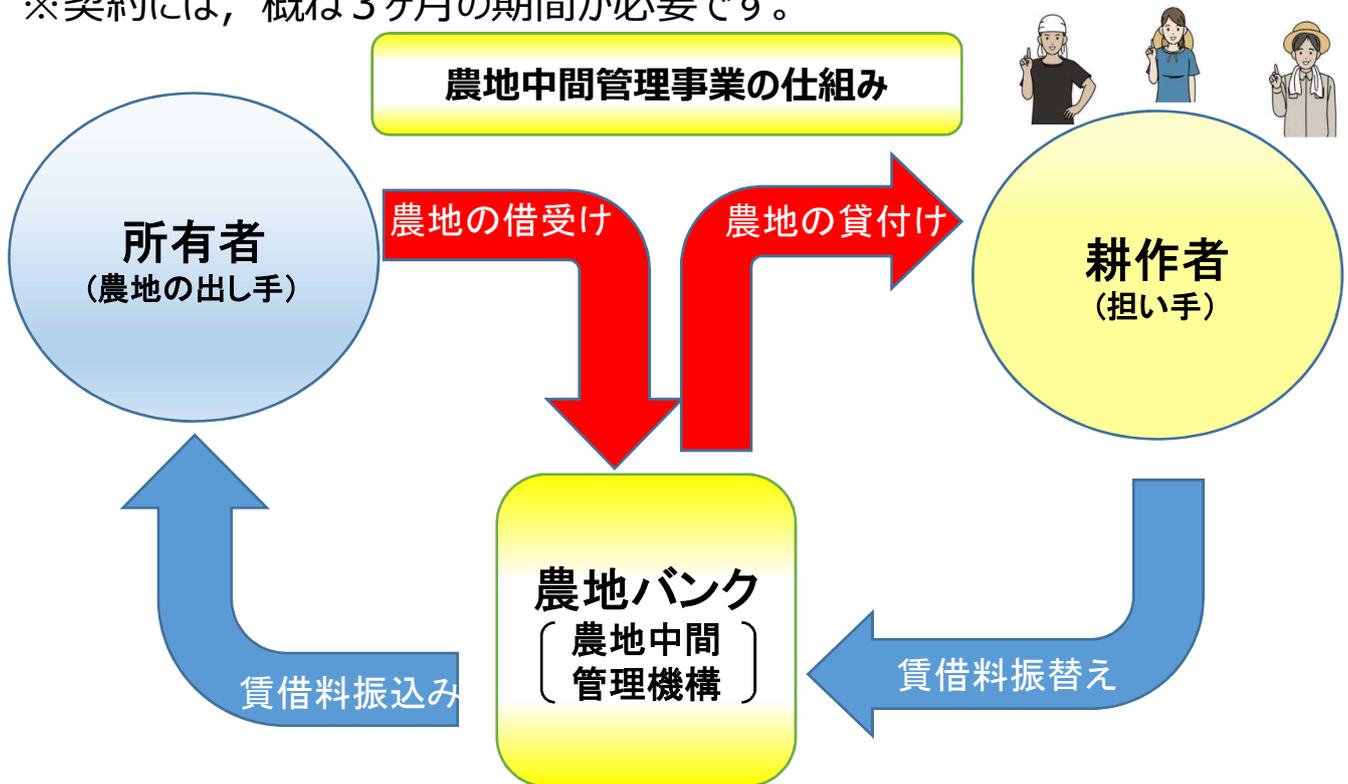
契約：農地バンクが農地所有者から農地を借受けて、耕作者へ貸し付けます。

賃借料：農地バンクが耕作者から口座振替で徴収し、農地所有者の口座へ振込みます。

所有者のメリット：賃借料の収受が確実になります。耕作者や契約内容が明確になり、期間満了で確実に農地は返還されます。

耕作者のメリット：賃借料の支払いが簡素化され、契約内容が明確になり農家台帳に掲載されることにより、事業活用の際に経営面積として計上することができます。

※契約には、概ね3ヶ月の期間が必要です。



農地のあっせんについて

○農用地区域内の農地を貸したい、借りたい、売りたい、買いたい要望のある方は、農業委員会へあっせん申し出をしてください。

対象農地のある地域の担当委員が、地域の担い手農家へ農地のあっせんを行います。

